

松村通信第137号

2023年4月24日

松村勝弘

『日本の会計基準』を読んで

大部の著書 大日方隆『日本の会計基準』（中央経済社、2023年）は、全3巻という大部の著書である。第Ⅰ巻「確立の時代」471頁、第Ⅱ巻「激動の時代」493頁、第Ⅲ巻「変容の時代」437頁と、大部である。これをいただいたので、何とかざっと読んだものの、とても全巻を通してのしっかりとした書評をまとめることは、とりわけ、会計学から離れて長い私としては書くことができない。でも、大学に入って当初勉強していたのが会計学であったことから、関心はある。とりあえず、読みながら、感じたことを中心に書いてみたい。この本を読んで感じた雑感とでもいうものを書いてみたい。このことは「松村通信」前号特別号の末尾に触れたので、この際私と会計学との関わりを中心に、そして会計学の内容に深入りすることなく、ここに書いてみることにする。

資格試験 ご存じの方も多と思うが、私が勉強を始めたのは、きわめて通俗的であって、税理士試験を受けるためであった。大学院に進んでからも、片手間ではあったけれど、税理士試験だけは受けた。簿記論、財務諸表論、法人税法、所得税法の4科目合格したのだから、後は何とかなるというところまではいった。しかし修士号を取ったので、免除申請もできるはずである。だからそれ以上は受験しなかった。その後、ポストの関係もあって、経営財務論、財務管理論、ファイナンス論といった方面に転進したので、そこまでであった。後日、公認会計士試験の試験委員になったのだが、「経営学」の試験委員であった。

河合信雄先生、そして学閥 大学のゼミから大学院での指導まで、河合信雄先生に教えられたので、会計学は身近ではあった。河合先生は、いわゆる批判会計学で名の通った先生であった。当時主流派の会計学は早稲田大学の先生たちであったと思う。それで、会計研究学会の大会を立命館大学で引き受けること

がなかったのは、河合先生の意向であった。先生曰く「早稲田大学の同窓会のために大学を貸せるか」と言われていたのを思い出す。当時のそういう学閥支配の会計研究学会・会計学界に関して、大日方教授はつぎのように注記している。すなわち、「同業者にたいして甘いという、職業倫理観が欠如した行為を繰り返していると、その業界・職業は必ず滅びる。著者は、学者が中心の企業会計審議会と学者委員を輩出していた学閥が支配する学界はともに、これ（身内に甘いこと）によって滅びたと思っている。企業会計審議会は新体制となったが、学界のほうはなにが刷新され、再生されたのか、会計学者はそれに答えなければならない。」（Ⅰ 304頁、以下巻をⅠのようにローマ数字で表し、その後に頁数を示す）私は同書の、そういう記述に同感せざるをえない。

会計学界・企業会計審議会・試験制度 企業会計審議会が権威的であったことは同書でも触れられている。学者委員は、その本来の役割を忘れて、自分の地位を活用して、解説書を書いて満足していたようである。いわく、「投資家保護の理念は、突如として現れたものではなくて、企業会計審議会・『企業会計原則』が（最初から）重視していなかっただけである。つまり、『真実利益の計算と開示』の陰に隠れて、投資家保護の理念がおろそかにされていたのすぎない。しかも、その間違った見方（あるいは価値判断）は、企業会計審議会の学者委員が執筆する解説書や論文しか見ない、あるいは、それがオーソドクシー（正統派）と考えるひとびとのあいだに蔓延していた。」（Ⅰ 58頁）

同書ではあまり触れられていないが、当時の主流の会計学の先生方は、税理士試験や公認会計士試験の試験委員でもあった。いまとは違って、試験委員の著書は、いわば受験参考書でもあった。当時は受験予備校はなかった。だからなおさら、そのような受験のためにも、試験委員の著書を読む必要があった。確か、試験委員になったら印税でも儲かるとささやかれていた。

会計基準の過少供給状態 規制当局は、そのような学者委員を利用して、もちろんそれが、ある段階から困った時代を招いた。

「企業会計審議会の主力は学者委員であったという事実認識については、異論がないであろう。その体制は、行政に権威づけを望んだ規制当局（大蔵省）と『企業会計原則』および企業会計審議会に権威づけを望んだ学者、双方の思惑が一致した結果である。その体制によって会計基準を開発・作成する状況が 50 年近くも続いたことにより、日本の会計基準は過少供給状態となり、今世紀の初頭には会計制度及び会計基準は海外に比して大幅に遅れることになった。」（I 364 頁）

同書の狙いは、上記日本の会計基準の過少供給状態 — 同書が指摘しているが、その「過少」という「空白を埋めるのに最大の貢献をしたのは、日本公認会計士協会の（実務）指針であった」（II 2 頁） — の指摘、そのために海外に後れを取ったことを問題にしているといっている。

とはいえ、なぜそんなことになったのか。それは常識的にいえば、戦後日本企業の資金調達を巡る環境が、間接金融体制、つまり、企業の資金調達は銀行借入れを中心として行われ、それでも不足する場合に、証券市場を利用するという体制であったことが原因だろう。だから、証券市場も企業の資金調達の場と意識されていたので、発行市場重視で、流通市場は補完的なものと考えられていたからであろう。

企業の資金調達が銀行借入れ中心であったことから、自己資本比率が低く、日本企業の財務体質強化が政策課題の中心に据えられていたのではあるが。

投資家保護？ 戦後わが国では間接金融体制のもとで、経済復興が図られ、それが継続し、高度成長につながった。会計規制は、したがって、アメリカのように証券市場を充実させ、流通市場を強化して、ひいては発行市場にも好影響をもたらすという、いわば遠回りな政策が取られなかったため、流通市場参加者たる投資家を保護するための開示制度を重視させるという方向が採られなかったといえる。このあたりの事情について、諸井勝之助教授は、その「最大の理由は、官主導による間接金融全盛の当時の日本には、会計基準法構想

を受容するだけの基盤がまだ整っていなかったからではあるまいか¹⁾」といわれている。

周知のように、アメリカの会計制度は、投資家保護を標榜して作られている。だが、日本では官主導での資金流通を目指していたので、会計制度充実の方策は後回し、ないし「財界の反対²⁾」もあって、実現しなかったようである。大日方教授はこれを「日本化」と言われている（I 44,46 頁ほか）。

激動の時代・変容の時代 大日方『日本の会計基準』に戻ろう。第 I 巻（激動の時代）、そして第 II 巻（変容の時代）の時代の途中（第 7 章）までは、まだ私が会計学にかかわっていた時代 — 大日方氏のいう「ある意味で平穏な『企業会計原則』を中心としたトライアングル体制が成立していた時代」（I 14 頁） — のことなので、多少はわかるが、それ以後については、私も教えられるところがおおきかった。もちろん第 I 巻にも教えられるところはたくさんあったが。

第 II 巻第 8 章 COFRI の時代～不良債権問題、からが私のあまり知らない時代である。すなわち 1990 年代に企業財務制度研究会（COFRI）が活動を始め、それまでの企業会計審議会体制のほころびを埋め始めた。そしてそのころからグローバル化が益々進み、会計制度も国際的に収斂しなければならないといわれた。いわゆる「コンバージェンス」である。

1996 年 11 月に橋本内閣のもとで公表された「わが国金融システムの改革 — 2001 年東京市場の再生に向けて」において金融ビッグバン構想は明らかにされた。グローバル化の流れは企業会計・会計基準にも押し寄せた。それまで企業会計審議会のもとで会計基準の過少供給状態にあって、日本公認会計士協会の指針がそれを何とか補っていたが、アメリカの世界戦略の一環として、社会のシステム全体をアメリカをデファクト・スタンダードにするというマクロ的戦略、力によるのではなく、ソフトによって世界の覇権を握るという戦略を明確に取り始めたのがこの時期であった。それが会計にも押し寄せてきた。いわゆる「会計ビッグバン」である。

会計ビッグバン なにをもって「会計ビッグバン」というのかは、定まった定義があるわけではない。大日方教授は次頁の表 1 の企業

会計審議会が公表した 2003 年 10 月の「企業結合に係る会計基準」までを「会計ビッグバン」として位置づけられる。

公表主体	公表年度	会計基準	実施年度
企業会計審議会	1997年3月	連結会計制度の改訂	2000年3月期
	1998年3月	連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準	2000年3月期
	1998年3月	研究開発費に係る会計基準	2000年3月期
	1998年6月	退職給付に係る会計基準	2000年3月期
	1998年10月	税効果会計に係る会計基準	2000年3月期
	1999年1月	金融商品に係る会計基準 但しその他有価証券の強制適用については	2000年3月期
			2002年3月期
	1999年10月	外貨建取引に係る会計基準	2001年3月期
	2002年8月	固定資産の減損に係る会計基準	2004年3月期
2003年10月	企業結合に係る会計基準	2007年3月期	
A S	2002年2月	自己株式および準備金の額の減少等にかんする会計基準	2003年3月期
B J	2002年9月	1株当たり当期純利益に関する会計基準	2003年3月期

(注) II 271-272頁などを参考に作成。

「会計ビッグバン」については、私もかつて、会計学というよりその制度的背景ないし財務分析などに関心をもって、なにがしかを書いたことはあるが³⁾、大日方教授に改めて教えられるところがおおきかった。そして、日本でもプライベート・セクターの会計基準制定主体が設けられた。すなわち、「国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) の組織改革に対応する形で、日本でも 2001 年 4 月に民間の独立した会計基準設定主体として、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) が発足した。⁴⁾」『日本の会計基準』第 II 巻 9 章「会計ビッグバン」に「9 企業会計審議会から ASBJ へ」と題して、このあたりに関連して詳しく経緯が書かれている。

2000 年前後といえば、大蔵省が、不良債権問題に翻弄されていた頃だ。だから、「証券局の開示規制が、銀行と証券の業際規制の制約を克服して銀行業にまでおよんでいたら、もう少し早い段階で、銀行決算の透明化は果たしていたかもしれない。金融商品の時価評価、債権償却 (減損処理)、税効果会計などの導入が、1990 年代に迷走せずにもっと早く導入されていたなら、証券市場はより早

く立ち直っていたであろう。」(II 463 頁) 日本経済混迷の時代でもあった。

国際化と体系崩壊 第三巻は、グローバル化が進み、IFRS へのコンバージョンが進んだが、この問題含みの時代が扱われている。その第三巻冒頭でこう言われている。「日本の会計基準の国際標準化が、どのような契機や経路をたどるにせよ、論理的に異なる海外の会計基準をそのまま移入すれば、そのような変容あるいは体系の崩壊は必至である。……会計基準の体系性は最初から気にも留めていない IASB が、歪みを生みだした元凶であると見て間違いはない。」(はしがき III 頁)

その国のおかれた状況への配慮を欠いて、画一的な会計基準を適用しようという国際会計基準はかえって、企業の実際をわかりにくくし、投資家をかえって惑わせることになることが懸念される。企業外部の情報利用者にとって、かえってわかりにくくなったところもある。私のような分析家としては、日経 NEEDS をよく利用するが、時系列でそれを追いかけていくくなっている。資産負債アプローチに傾斜しすぎて利益数値が上手くフォローできなくなっている。

「日本においてコンバージェンスが会計基準開発の制約とされてから、日本の会計基準にかんして理論的な非整合が目立つようになった。」(III 224 頁) そのため、第三巻に「14 章 崩れゆく理論的基盤」と題する章が設けられている。その背景に IFRS の動きがあるという。

「投資家にとっていちばん重要なのは、株主資本にたいする『親会社株主に帰属する当期純利益』の情報であって、純資産にたいする包括利益の情報でもなければ、ましてや、総資本 (総資産) にたいする余剰の情報でもない。」(III 249 頁) 「包括利益」、これも問題含みではある。かつて「その他の資本剰余金」というゴミ捨て場に説明のつかないあらゆるものが放り込まれていたのを思い出す。

「FASB も IASB も、概念フレームワークにおいて財務報告の目的を規定する段階で重大な間違いを犯している。証券市場のための会計基準を作る使命があたえられているにもかかわらず、いつのまにか、財務報告一般 (財務報告と呼ばれているものすべて) を規定するという支配欲に駆られ、多目的という名で実質

的には無目的になってしまっている。統合報告という手段がある今日、限定された『証券市場向けの財務報告』にたいして、むやみやたらとステークホルダーの範囲を広げて複雑な目的を期待すべきではない。それがしたいなら、いっそ別の報告様式を考えて、証券市場向けの会計基準とは別の土俵で議論するのが正道であろう。」(Ⅲ 249-250 頁)

日本らしさ 続くに「15 章 日本らしさの探究」において、「会計基準は、そのときどきの政治やマクロ経済状況の影響を受け、産業の競争環境やビジネス慣行の影響も受ける。それゆえ、日本の会計基準のなかには日本に固有の環境に規定された『日本らしさ』を体現したものが存在するはずである。アメリカの会計基準を日本に導入する場合であっても、日本の環境に適応するように、日本お得意の『すりあわせ』によって、会計基準は日本化される。そこにも『日本らしさ』が現れる。」(Ⅲ 316 頁)

日本ではそこまでいっていないように思われるが、最近では、いわば「会計ポピュリズム」とでもいえるような傾向が、ロジック抜きの会計処理を迫っているように思える。大日方氏のつぎのような注記がそれを示唆していると思う。「オフバランス取引を把握しようとすると、収益費用よりも資産負債の側から網をかけたほうが捕まえやすいというメリットがあることも、忘れてはならないであろう。純利益情報の質を高めるというベネフィットの向上よりも、オフバランス取引を利用した不正会計を減らすというベネフィットのほうが、わかりやすく、社会に向けて実績を訴えやすいため、規制当局や会計基準の作成機関にとっては資産負債を優先的に規制するほうが魅力的な選択肢である。」(Ⅲ 371-372 頁)

ロジック抜きでなんでも開示させることによって、政策効果をあげようとする傾向がみられるように思う。経営者などに株式を交付することによって、その値上がり益をある種のボーナスとするストック・オプション制度があるが、これを開示させることにより、経営者への高額報酬への歯止めにしようとしている。すなわち、「ストック・オプションを公正価値で費用化すれば、企業は利益の減少を回避するだろうという予想(報酬抑制への期待)である。アメリカ企業は、アナリスト予

想などの目標利益を達成するために懸命になっていることは、よく知られており、企業が一定水準の利益を達成するように行動する結果、オプション報酬の高騰には歯止めがかかると期待された。ここで注意したいのは、会計基準を通じて企業の行動を一定の方向に誘導しようという発想である。」(Ⅲ 120-121 頁)

「ストック・オプションの問題は、経営者にたいする高額報酬をどのようにして抑制するかという、ほんらいであれば、企業のガバナンスにかかわる問題である。それは、会社法や取引所規則で解決されるべき筋合いのものであった。SECの開示規制によってストック・オプションの内容を開示させようとしても、企業がどの意思決定機関で報酬額を決定し、株主がどのようにしてそれを承認しているのかは、企業間でバラツキがあり、SECの統一規則では対応できない。それを開示で対応しようとしたことにどだい無理があり、いよいよ最後の手段である『会計処理の領域』で解決が図られることになる。」(Ⅲ 121 頁)

欧米の後追いがすべていいわけではない。それでは、ポピュリズムを助長するばかりであろう。

- 1) 諸井勝之助「企業会計制度対策調査会と会計基準法構想」『LEC 会計大学院紀要』第 1 号、2006 年 6 月、17 頁。
- 2) 同上、16 頁。
- 3) 松村勝弘「『会計ビッグバン』,時価会計,そして日本企業の対応」(『大阪経大論集』第 53 巻第 5 号、2002 年 9 月(長谷川拓三教授追悼号)) および、松村勝弘他「『会計ビッグバン』と連結財務諸表制度改定の問題点—— Project No.7 連結財務分析プロジェクト報告書——」(2004 年 3 月、<https://www.ritsumei.ac.jp/~matumura/renketsu.pdf>)。
- 4) 日本公認会計士協会のサイトにある「我が国の IFRS の取り組み第 3 章 国際財務報告基準(IFRS)への収斂の我が国の対応 01」https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter03/より。

HP, FBを見て下さい。又何でも意見を。
皆様のご意見を歓迎します。HP
(<http://www.ritsumei.ac.jp/~matumura/>) もご覧下さい。
フェイスブックもやってます。また、メールで意見交換しましょう。メールをよこして下さい
(matumura@mba.ritsumei.ac.jp)。